

第 1 章 総則

(本規約の目的)

第 1 条 本規約は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する電子証明書の販売等及び設定代行について定めるものです。

2 当社が提供する電子証明書の販売等及び設定代行に係る契約者(以下「契約者」といいます。)は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(電子証明書の販売等及び設定代行に係る利用規約の範囲等)

第 2 条 本規約は契約者と当社との間の電子証明書の販売等及び設定代行(以下、「本サービス」といいます。)に関する一切の關係に適用します。

2 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

(本規約の変更)

第 3 条 当社は本規約を必要に応じて変更することがあります。

2 本規約の変更は、契約者に通知された時に効力を生じるものとします。

(本規約の公表)

第 4 条 当社は、当社のホームページ(<http://www.ntt.com/tariff/comm/>)その他当社が別に定める方法により、本規約を公表します。

2 当社が別に定める電子証明書を発行する会社(以下、「電子証明書発行会社」といいます。)は、電子証明書発行会社のホームページその他電子証明書発行会社が定める方法により、電子証明書発行会社の規約を公表します。

(定義)

第 5 条 本規約において次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	定義
1 電子証明書	公開鍵暗号方式に関する情報、公開鍵所有者に関する情報、製造番号、有効期間及び電子証明書発行会社の名称並びに電子署名から構成されるデータであって、電子証明書発行会社が運営する認証局より発行され、契約者のホームページ等(サーバに蓄積されるものに限ります。)の真正を証するもの。
2 公開鍵暗号方式	デジタル・データの暗号化と複合化に、異なる「鍵」を用いる方式
3 電子署名	個人の認証などに用いられるデータを電子化したもの
4 申請情報	電子証明書発行会社へ申請する電子証明書に係る当社が別に定める情報
5 申請情報ファイル	申請情報を暗号化した電磁的記録
6 電子証明書ファイル	申請情報ファイルに基づき、電子証明書発行会社が生成した電磁的記録であって、電子証明書発行会社から当社へ送付されるもの
7 証明書販売等	次の(1)及び(2)を含む役務を提供するもの (1)当社が、電子証明書発行会社が定める規約に基づき、電子証明書発行会社の代理として、電子証明書発行会社のために契約者へ電子証明書(合同会社シマンテック・ウェブサイトセキュリティが発行するセキュアサーバIDに限ります。)を販売する役務 (2)当社が、電子証明書発行会社が定める規約に基づき、電子証明書発行会社の代理として、電子証明書発行会社のために契約者が支払うべき料金を回収する役務
8 証明書販売等サービス	当社が提供する証明書販売等に係るサービス
9 証明書提供等	電子証明書発行会社が定める規約に基づき、電子証明書発行会社が契約者に電子証明書に係る役務を提供するものであって、設定代行サービス及び証明書販売等サービスを除くその他一切のもの
10 証明書提供等サービス	電子証明書発行会社が提供する証明書提供等に係るサービス
11 設定代行	当社が契約者のために契約者に代わって、申請情報ファイルを作成すること及び電子証明書ファイル(電子証明書発行会社が発行する当社が別に指定する電子証明書とします。)を契約者が指定するサーバへ投入する役務を提供するもの
12 設定代行サービス	当社が提供する設定代行に係るサービス
13 サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事業所
14 第 1 種契約	当社から第 1 種サービスの提供を受けるための契約
15 第 1 種契約者	当社と第 1 種契約を締結している者
16 第 2 種契約	当社から第 2 種サービスの提供を受けるための契約

17 第2種契約者	当社と第2種契約を締結している者
18 ホスティングサービス	当社のIP通信網サービス契約約款に定める第5種ホスティングサービス又は第8種ホスティングサービス
19 ホスティング契約	ホスティングサービスを受けるための契約
20 ホスティング契約者	当社とホスティング契約を締結している者

第2章 本サービスの種類

(契約の種類)

第6条 本サービスには、次の種類があります。

種類	内容
第1種サービス	当社が、契約者に設定代行サービスを提供するもの
第2種サービス	当社が、契約者に証明書販売等サービス及び設定代行サービスを提供するもの

第3章 契約

第1節 第1種サービスに係る契約

(契約の単位等)

第7条 当社は、1のホスティング契約につき1の第1種契約を締結します。この場合、第1種契約者は、1の第1種契約につき1人に限ります。

(第1種契約の申込みの方法)

第8条 第1種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 証明書販売等サービスに係る区分
- (2) 電子証明書発行会社が定める規約に定める事項
- (3) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(第1種契約の申込みの承諾)

第9条 当社は、第1種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第1種契約者がホスティング契約者でない場合
- (2) 契約申込書等に虚偽の事項を記載した場合、記入漏れがあった場合、又は添付書類に不備がある場合
- (3) 電子証明書発行会社が定める規約に違反し、又は違反する恐れのある場合
- (4) 第1種契約の申込みをした者が第1種契約の利用料金又は設定代行費の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (5) 第1種契約の申込みをしたものが、第1種契約の解除を受けたことがあるとき。
- (6) その他、第1種サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(第1種契約に係る作業の完了)

第10条 当社は、第1種契約に係る作業が完了したときは、当社が別に定める方法により速やかに設定完了通知(当社が、設定代行に係る作業が完了したことを第1種契約者へ通知するものをいいます。以下、同じとします。)を、第1種契約者に発出するものとします。

2 前項の通知の発出をもって、第1種契約の完了日及び契約者への引渡し日とします。

(瑕疵担保)

第11条 当社は、当社が行う第1種契約に係る設定代行サービスについて瑕疵があった場合においても、その修補、損害賠償その他一切のその責任を負いません。

(契約者が行う第1種契約の解除)

第12条 契約者は、第1種契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の様式に記入していただき、サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う第1種契約の解除)

第13条 当社は、次の場合には、その第1種契約を解除することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第29条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (3) 第8条(第1種契約の申込みの方法)に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載した場合。
- (4) その他、本規約に違反した場合、又は違反する恐れがある場合。

- 2 当社は前項の規定により、その第1種契約を解除するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。
- 3 第1号の解除は、第25条（割増金）及び第26条（遅延損害金）に規定する請求を妨げるものではありません。

第2節 第2種サービスに係る契約

（契約の単位等）

第14条 当社は、1のホスティング契約につき1の第2種契約を締結します。この場合、第2種契約者は、1の第2種契約につき1人に限ります。

（第2種契約の申込みの方法）

第15条 第2種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書等を、契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 証明書販売等サービスに係る区分及び細目
- (2) 電子証明書発行会社が定める規約に定める事項
- (3) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

（第2種契約に係る作業等の完了）

第16条 当社は、第2種契約に係る作業（設定代行サービスに係るものに限り。）が完了したときは、当社が別に定める方法により速やかに設定完了通知を第2種契約者に発出するものとします。

- 2 当社は、前項の通知の発出をもって、第2種契約（設定代行サービスに係るものに限り。）の完了日及び契約者への引渡し日とします。
- 3 電子証明書発行会社は、電子証明書発行会社が定める規約に基づき、電子証明書発行会社から当社への電子証明書ファイルの発出をもって、証明書認証サービスを開始するものとします。
- 4 当社は、前項の通知の発出をもって、第2種契約（証明書販売等サービスに係るものに限り。）の完了日及び契約者への引渡し日とします。
- 5 前項の規定に関わらず、当社は、第3項で当社が別に規定する方法により速やかに取得完了通知（当社が、電子証明書発行会社から電子証明書を受領したことを第2種契約者へ通知するものをいいます。以下、同じとします。）を、第2種契約者に発出するものとします。

（瑕疵担保）

第17条 当社は、当社が行う第2種契約に係る証明書販売等サービス又は設定代行サービスについて瑕疵があった場合においても、その修補、損害賠償その他一切のその責任を負いません。

- 2 前項の規定に関わらず、電子証明書発行会社が定める規約に別段の定めがある場合、契約者は電子証明書発行会社に対し、損害賠償の請求等を行うことができます。
- 3 前項の請求等について、契約者は電子証明書発行会社との間で契約者の責任において誠実にこれを解決するものとし、当社は、これらの紛争の処理について一切関与いたしません。

（契約者が行う第2種契約の解除）

第18条 契約者は、第2種契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の様式に記入していただき、サービス取扱所に書面により通知していただきます。

（第2種契約のその他の提供条件）

第19条 第2種契約の申込みの承諾又は当社が行う第2種契約の解除に関する取扱いについては、第1種契約の場合に準ずるものとします。

第4章 利用中止

（利用中止）

第20条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 電子証明書発行会社が電子証明書の発行等を中止したとき
 - (2) 当社が本サービスを継続して提供することが著しく困難であると判断したとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第5章 料金等

（料金及び設定費に関する費用等の支払い）

第21条 当社が提供する証明書販売等に関する料金は、利用料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

- 2 当社が提供する設定代行に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

(利用料金に関する料金の支払義務)

第 22 条 契約者は、その契約に基づいて利用料金の支払いを要します。

2 契約者は、次表の場合を除き、第 2 種サービス(証明書販売等サービスに限ります。以下、本条において同じとします。)を利用することができない状態が生じたときであっても、第 2 種サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 電子証明書発行会社が定める規約において、支払いを要しないとされた状態が生じたとき。	証明書販売等に関する料金を上限として、電子証明書発行会社が定める規約において、支払いを要しないとされた金額に対応する料金
2 当社の故意又は重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	料金表第 1 表に定める利用料金を上限として、契約者が本サービスを利用できない状態が生じた期間に対応する料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

4 第 18 条で規定する第 2 種契約(証明書販売等サービスに限ります)の解除の通知が、第 16 条 3 項に規定する電子証明書発行会社が電子証明書ファイルを当社に発出した日から 25 日以内に行われた場合には、料金表第 1 表の定めに関わらず、第 2 種契約者は利用料金の支払いを要しません。

(工事費の支払義務)

第 23 条 本契約の申込み又は設定代行に係る請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表第 2 表に定める工事費の支払いを要します。

2 第 12 条に規定する第 1 種契約の解除、又は第 18 条に規定する第 2 種契約の解除が、第 10 条 1 項および第 16 条 1 項に規定する当社から契約者への設定完了通知を発出するまで行われた場合には、第 1 種契約者又は第 2 種契約者は、工事費の支払いを要しません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

(料金の計算方法等)

第 24 条 料金の計算方法並びに料金及び工事費に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第 6 章 割増金及び延滞利息

(割増金)

第 25 条 契約者は、利用料金又は工事費に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第 26 条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払い期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。

第 7 章 損害賠償等

(本サービスの終了)

第 27 条 当社は、契約者に対しあらかじめ書面等(第 30 条(契約者に対する通知)で規定する方法を含みます。以下同じとします。)で通知し、本サービスを終了できるものとします。この場合、当社は、契約者及びその他のいかなる者に対しても、いかなる責任も負わないものとします。

(責任の制限)

第 28 条 当社は、本サービスについて一切の損害賠償責任を負いません。

2 前項の規定は、当社に故意又は重大な過失がある場合は、適用しません。

3 前 2 項の規定に関わらず、電子証明書発行会社が定める規約に別段の定めがある場合、契約者は電子証明書発行会社に対し、損害賠償の請求等を行うことができます。

4 前項の請求等について、契約者は電子証明書発行会社との間で契約者の責任において誠実にこれを解決するものとし、当社は、これらの紛争の処理について一切関与いたしません。

5 前 4 項の規定のほか、電子証明書の認証に係る真正の担保、稼働の正常性の担保その他一切の権利義務は、電子証明書発行会社の規約に従って契約者と電子証明書発行会社との間で発生し、当社は一切関与しません。

第 8 章 雑則

(利用に係る契約者の義務)

第 29 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 法令、この規約若しくは公序良俗に反する行為、本サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
 - (2) その他前号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
- 2 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について一切の責任を負わないものとします。

(契約者に対する通知)

第 30 条 契約者に対する通知は、当社の判断により、以下のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 本サービスを掲載した当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、全ての契約者及び利用者に対し通知が完了したものとみなします。
 - (2) 契約者又は利用者が利用申込の際又はその後に当社に届け出た契約者又は利用者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、あるいは F A X 番号宛に F A X を送信して行います。この場合は、契約者又は利用者の電子メールアドレスを管理するサーバに到達した時あるいは F A X 受信機に到達した時をもって、契約者又は利用者に対する通知が完了したものとみなします。
 - (3) 契約者が本サービスの利用申込の際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、当該通知が完了したものとみなします。
- 2 当社は、前項の方法について内容の重要性を勘案し、適正な通知手続きを選択するものとします。
- 3 本規約又は関連法令において書面等による通知手続が求められている場合、前項第各号の手続により書面等に代えることができるものとします。

(承諾の限界)

第 31 条 当社は、契約者から本サービスに係る請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の本サービスに係る業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、本規約において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(個人情報の取扱い)

第 32 条 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

- 2 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
- 3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みません。）を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。
- 4 契約者は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報を電子証明書発行会社（電子証明書発行会社が定める規約で定める会社を含みます。）に開示することを承諾するものとします。

(紛争の解決)

第 33 条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

- 2 本規約に関する準拠法は、日本国法とします
- 3 本規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

料金表 通則

(端数処理)

1 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

2 契約者は、利用料金及び工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

3 利用料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

4 第22条(利用料金の支払義務)から第23条(工事費の支払い義務)までの規定その他この利用規約の定めにより利用料金又は工事費の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。

(注) この料金表に定める料金額は、税抜価格とします。なお、かっこ内の料金額は、税込価格を表示します。

(料金等の臨時減免)

5 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の定めにかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は料金等の減免を行ったときは、契約者にその旨を通知します。

第1表 料金

1 適用

区分	内容												
証明書販売等サービスに係る区分に係る料金の適用	<p>当社は利用料金を提供するにあたって、次のとおり区分を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1</td> <td>電子証明書発行会社が発行する有効期間が1年以上2年未満である電子証明書</td> </tr> <tr> <td>コース2</td> <td>電子証明書発行会社が発行する有効期間が2年以上3年未満である電子証明書</td> </tr> <tr> <td>コース3</td> <td>電子証明書発行会社が発行する有効期間が3年以上である電子証明書</td> </tr> <tr> <td>コース4</td> <td>電子証明書発行会社が「EVガイドライン」に基づいて発行し、かつ有効期間が1年以上2年未満である電子証明書</td> </tr> <tr> <td>コース5</td> <td>電子証明書発行会社が「EVガイドライン」に基づいて発行し、かつ有効期間が2年以上である電子証明書</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	コース1	電子証明書発行会社が発行する有効期間が1年以上2年未満である電子証明書	コース2	電子証明書発行会社が発行する有効期間が2年以上3年未満である電子証明書	コース3	電子証明書発行会社が発行する有効期間が3年以上である電子証明書	コース4	電子証明書発行会社が「EVガイドライン」に基づいて発行し、かつ有効期間が1年以上2年未満である電子証明書	コース5	電子証明書発行会社が「EVガイドライン」に基づいて発行し、かつ有効期間が2年以上である電子証明書
区分	内容												
コース1	電子証明書発行会社が発行する有効期間が1年以上2年未満である電子証明書												
コース2	電子証明書発行会社が発行する有効期間が2年以上3年未満である電子証明書												
コース3	電子証明書発行会社が発行する有効期間が3年以上である電子証明書												
コース4	電子証明書発行会社が「EVガイドライン」に基づいて発行し、かつ有効期間が1年以上2年未満である電子証明書												
コース5	電子証明書発行会社が「EVガイドライン」に基づいて発行し、かつ有効期間が2年以上である電子証明書												

2 利用料金の額

区分	単位	料金額
コース1	1の電子証明書ごとに	81,000円(87,480円)
コース2	1の電子証明書ごとに	153,000円(165,240円)
コース3	1の電子証明書ごとに	225,600円(243,648円)
コース4	1の電子証明書ごとに	162,000円(174,960円)
コース5	1の電子証明書ごとに	315,000円(340,200円)

第2表 工事に関する費用(工事費)

1 適用

区分	内容
(1) 工事費の算定	工事費はネットワーク工事費を合計して算定します。
(2) ネットワーク工事費の減額適用	当社は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、設定代行の態様等を勘案して、そのネットワーク工事費の額を減額して適用することがあります。

2 工事費の額

区分	単位	ネットワーク工事費の額
ネットワーク工事費	第5種ホスティングサービスに係るもの 1の電子証明書ごとに	8,000円(8,640円)
	第2種ホスティングサービス、第4種ホスティングサービス及び第8種ホスティングサービスに係るもの 1の電子証明書ごとに	11,000円(11,880円)

附 則（平成 18 年 9 月 12 日 BB 第 251 号）

（実施期日）

- 1 この規定は、平成 18 年 9 月 28 日から実施します。

附 則（平成 20 年 3 月 26 日 BB 第 700596 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、次に掲げるものに該当すると当社が認める場合の工事費の適用については、次のとおりとします。
 - (1) 従前の工事費を適用するもの
 - ア 平成 20 年 3 月 31 日までに当社に契約の申込みがなされた場合であって、当社が承諾したもの
 - イ 契約締結前であるが、落札公告や正式な見積り等により、工事費の額の適用について外観として当社の意思表示が明確であるもの（(2) に該当する場合を除きます。）
 - (2) 別に合意した工事費の額を適用するもの
 - ア 工事内容の実態に応じた工事費の算定方法について、別に当社と契約者との間で合意がなされているもの
 - イ 契約締結前であるが、落札公告や正式な見積り等により、工事費の額の適用について外観として当社の意思表示が明確であるもの
- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 21 年 1 月 22 日 BB 第 800397 号）

（実施時期）

この改正規定は、平成 21 年 1 月 26 日から適用します。

附 則（平成 22 年 2 月 10 日 BNS 第 900295 号）

（実施時期）

この改正規定は、平成 22 年 2 月 16 日から適用します。

附 則（平成 24 年 2 月 27 日 AC 第 101187 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 24 年 3 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 25 年 5 月 28 日 AC 第 300258 号）

（実施時期）

この改正規定は、平成 25 年 5 月 29 日から適用します。

附 則（平成 26 年 3 月 11 日 AC 第 300165 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用します。

（経過措置）

2 平成 26 年 4 月 1 日施行の「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」に定める経過措置が適用される場合があります。経過措置が適用された場合には、消費税等相当額は変更前の税率により計算しご請求させていただきます。

附 則（平成 26 年 5 月 22 日 AC 第 400223 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、IP 通信網サービス契約約款に定める第 2 種ホスティング契約者、または第 4 種ホスティング契約者の内、メール・ウェブホスティングサービスの利用者から第 8 種ホスティング契約の申込と同時にその第 8 種ホスティングサービスに係る本契約の申込みがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 27 年 3 月 31 日までに行われるとき（本契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかった

ときはこの限りでありません。)は、料金表第2表(工事に関する費用(工事費))に規定するネットワーク工事費を適用しません。

3 附則2の場合において、料金表第2表1(適用)の規定は適用しません。

附 則(平成26年8月1日 ACサ第400658号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成26年8月1日から平成27年3月31日までの間に、本サービスの提供の請求があった場合であって、当社がその申込を受諾し、その設定の完了が平成27年3月31日までに行われるとき(契約者の責めによらない理由により設定を完了できなかったときはこの限りでありません)は、料金表第2表(工事に関する費用(設定工事費))に規定するネットワーク工事費について、次の表アのとおりとします。

表ア

区分		単位	ネットワーク工事費の額
ネットワーク工事費	第1種ホスティングサービス及び第5種ホスティングサービスに係るもの	1の電子証明書ごとに	8,000円(8,640円)
	第2種ホスティングサービス、第4種ホスティングサービス及び第8種ホスティングサービスに係るもの	1の電子証明書ごとに	0円(0円)

附 則(平成26年9月30日 ACサ第400917号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、当社が改定前の規定により締結している第1種ホスティング契約のうち、契約者による第5種ホスティングサービス、第7種ホスティングサービス、第8種ホスティングサービス又は当社以外の事業者が提供するサービス(当社のホスティングサービスと同等と当社が認めたものに限ります。)の利用開始にあたりその第1種ホスティング契約に係る電気通信回線設備を直ちに廃止できないと当社が認める場合であって、あらかじめその契約者と当社とで廃止日について合意できているときは、平成26年10月31日を期限として、その契約に係る取扱いについては、従前のとおりとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成29年3月7日 ACサ第00157477号)

(実施時期)

この改正規定は、平成29年3月8日から適用します。